③　応募企業又は応募グループは、契約締結までに本事業を行うことを目的とする特別目的会社（会社法（平成17年法律第86号）に定められる株式会社（以下、「ＳＰＣ」という。））を設立することを基本とする。なお、応募企業又は応募グループの全ての構成員が一定の要件を満たす場合はこの限りではない。一定の要件とは、次のアからウまでの要件を全て満たす場合をいう。

ア　会計決算報告において、直近３期が債務超過でないこと。

イ　会計決算報告において、経常収支が３期連続で赤字でないこと。

ウ　３期以上の決算を迎えていること。

④　上記③のＳＰＣの設立において、代表企業及び構成員はＳＰＣに出資すること。また、ＳＰＣへの出資については、次のアからウまでの要件を満たすこと。

ア　代表企業及び構成員は、ＳＰＣの株主総会における全議決権の２分の１を超える議決権を保有すること。

イ　代表企業の議決権保有割合が株主中唯一最大となること。

ウ　ＳＰＣの株主は、原則として本事業の事業契約が終了するまでＳＰＣの株式を保有することとし、あらかじめ東北地方整備局の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権等の設定その他一切の処分を行ってはならないこと。

⑤　ＳＰＣを設立する場合は、応募企業又は構成員以外の者で、事業者より業務を受託し又は請負うことを予定する者（以下「協力企業」という。）についても、第一次審査資料の提出時に協力企業として明記すること。なお、協力企業とは、ＳＰＣの設立において、ＳＰＣに出資しない企業のことである。

⑥　応募にあたり、代表企業、構成員又は協力企業それぞれが、１⑸に掲げる業務のうち、いずれを実施するかを明らかにすること。なお、一者が複数の業務を兼ねて実施すること又は業務範囲を明確にした上で各業務を複数の者で分担することは差し支えない。ただし、同一の者又は相互に資本面若しくは人事面において関連のある者が工事監理業務と工事業務を実施することはできない。また、１⑸に掲げる業務以外の業務を実施するその他企業は、実施する業務を明らかにすること。

⑦　代表企業、構成員又は協力企業の変更は認めない。ただし、第二次審査資料の提出期限までに代表企業、構成員又は協力企業を変更せざるを得ない事情が生じた場合は、東北地方整備局と協議するものとし、東北地方整備局が変更を認めた場合はこの限りではない。なお、事業計画書において既存ストックを活用した本施設の詳細設計案の提案を行っておらず、かつ、発注者の承諾を得て詳細設計段階で既存ストックを活用することとした場合は、東北地方整備局と協議し、東北地方整備局の事前の承諾を得た上で、構成員、協力企業又はその他第三者に対して、既存ストックに係る業務を直接委任し又は請け負わせることができる。

⑧　代表企業、構成員又は協力企業のいずれかが、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力企業でないこと。

⑨　代表企業、構成員又は協力企業のいずれかと資本関係又は人的関係において関連のある者が、他の応募グループの代表企業、構成員又は協力企業でないこと。

⑩　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。詳細は入札説明書による。

⑵　応募者共通の参加資格要件　応募企業及び構成員並びに協力企業は、次の①から⑧までの要件を満たさなければならない。

①　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

②　ＰＦＩ法第９条の規定に該当しない者であること。

③　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（東北地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

④　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤　第一次審査資料の提出期限の日から開札の時までの期間に東北地方整備局から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成10年８月５日付け建設省厚契発第33号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成14年10月29日付け国官会第1562号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑥　東北地方整備局が委託した本事業に係るアドバイザー業務に携わったパシフィックコンサルタンツ株式会社及びアンダーソン・毛利・友常法律事務所あるいはこれらの者と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。

⑦　東北地方整備局が設置した国道４号富谷地区電線共同溝ＰＦＩ事業有識者等委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。

⑧　上記⑥及び⑦において、「資本関係又は人的関係においての関連のある者」の詳細は入札説明書による。

⑶　設計企業の参加資格要件　代表企業、構成員又は協力企業のうち、１⑸に掲げる調査・設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。）は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。ただし、調整マネジメント業務（設計段階）のみを実施する者はこの限りでなく、次の②の実績を有する者又は２⑷に掲げる工事企業の参加資格要件②を満足する者であれば良いものとする。

①　東北地方整備局（港湾空港関係を除く）における平成31・32年度「土木関係建設コンサルタント業務」に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、東北地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。）

②　次のいずれかの実績（設計企業が設計共同企業体の場合は、代表者について１件）を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成22年度以降公告日までに完了した業務（発注者から直接請け負った者として実施した業務）とする。

ア　電線共同溝設計業務（予備設計又は詳細設計）又は事業監理業務。事業監理業務の詳細は入札説明書による。

③　次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。

ア　次に掲げるいずれかの資格を有すること。

ａ　技術士（総合技術監理部門：建設―道路、建設部門：道路）、技術士法による登録を行っている者。

ｂ　国土交通省登録技術者資格（施設分野：道路、業務：計画・調査・設計）

ｃ　土木学会認定技術者（上級土木（交通））

イ　業務実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（いずれも港湾空港関係を除く。）の発注した業務のうち、ＴＥＣＲＩＳに当該技術者の実績として登録（照査技術者として登録した業務は